## ■札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例のポイント

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」は全文が54条からなる条例です。その大きな特徴は“資源循環型社会”の確立を目指した点と市や事業者、市民の責務や役割を明確にしたことです。

### ●関係者の責務

**市の責務（第３条）**

・あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

**事業者の責務（第４条）**

・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
・事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
・物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
・廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

**市民の責務（第５条）**

・廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用の可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図らなければならない。
・家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
・廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

## ●関係者の役割

### 市の役割（第９条～12条）

・再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
・再利用可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再生利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。
・再利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再利用促進物に指定できる。

### 事業者の役割（第13条～19条）

・物の製造、加工、販売等に際し、長期間使用可能な製品の開発などにより、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
・再利用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の回収策を講ずるなど、その再利用の促進を図らなければならない。
・事業用建築物の所有者、建設者は、その建築物に係る廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

### 市民の役割（第24条～25条）

・ 集団資源回収等、利用を促進する自主的な活動に参加することなどにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
・商品を買うときは、商品の内容包装、容器等が廃棄物になった場合を考え、廃棄物の減量及び環境に配慮した商品を選ぶよう努めなければならない。

## ●一般廃棄物の処理

### 市が処理する一般廃棄物（第30条）

家庭廃棄物の処理を行い、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬または処分を行う。

### 排出日時等の遵守義務（第31条）

・土地又は建物の占有者は、自ら処分できない一般廃棄物を排出しようとするときは、市の定める排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。
・市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所（以下「ごみステーション」という。）の位置は、別に定めるところにより、ごみステーションを利用しようとする市民が市長と協議の上、定めるものとする。
・自ら処分できない家庭廃棄物をごみステーションに排出しようとする者は、当該家庭廃棄物を市の定める排出方法により各別の容器等に収納して排出しなければならない。この場合において、当該家庭廃棄物が汚水を含むときは、汚水の流出のおそれがなくなるよう脱水等の処理をした後に排出しなければならない。
・ごみステーションを利用する者は、市が行う家庭廃棄物の収集後は当該ごみステーションを清潔にしておかなければならない。

### 共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場（第31条の2）

共同住宅の用に供する建築物で規則で定めるもの（以下「共同住宅」という。）の所有者（所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者)又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

**家庭廃棄物の収集又は運搬等の禁止等（第31条の3）**

・市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、ごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち市長が指定するものをごみステーションから収集し、又は運搬してはならない。

・市長は前項の規定に違反する行為をした者に対し、同項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

**排出禁止物（第32条）**

有害性のある物、感染性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物などは、市が行う一般廃棄物の収集に出してはならない。

**改善命令及び公表（第34条）**

占有者等が第31条第1項の規定に違反したときなどには市長は期限を定めて改善措置を命ずることができる。命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

**一般廃棄物の受入れ基準等（第37条）**

一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、定められた受入基準に従わなければならない。

## ●清潔の保持

### 地域の清潔保持（第43条）

占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

### 公共の場所の清潔保持等（第44条）

・何人も、道路、公園、河川、その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

・土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

### 空き地の管理（第45条）

土地の所有者は、その土地が空き地の場合は、草刈りを行う等清潔を保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。

## ●廃棄物処理手数料等

### 一般廃棄物処理手数料（第46条）

一般廃棄物の処理をする場合で、事業系一般廃棄物、家庭からの一時多量ごみ、大型ごみ、くみ取りなどの処理に該当するときは、手数料を徴収する。

### 罰則（第54条）

第31条の3第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。